		1．令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1．就学援助制度の周知方法																														(8) (7)のカの内容
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											(2) （1）のコの内容	(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						(4) （3）のオの内容・補足事項	(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○）							(6)（5）のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものの全てに○）							
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校を通じて就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の最初に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他			ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末頃から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請を受け、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者がインターネットを利用して教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	キ．その他		ア．自治体のホームページ等、見やすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間行事の日程等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
30	30	28	18	10	13	12	18	29	0	1	11	11	0	0	28	0	2	2	4	9	11	7	0	0	2	2	6	0	24	20	1	5	5
新潟県	新潟市	○	○	○	○		○	○							○						○								○	○			
新潟県	長岡市	○	○	○		○	○	○							○					○					○	生活保護（教育扶助）を受給している児童生徒の世帯については、年度当初に担当職員へ照会を行い、その結果、該当世帯（要保護世帯）がいた場合は、年度当初から認定として、（保護者からの申請は不要）			○			○	-外国人市民向けFB多言語情報誌へ就学援助のお知らせを掲載。 -外国人市民向けFM多言語放送で、就学援助のお知らせを放送。
新潟県	三条市	○			○	○		○							○						○								○	○		○	年度末に、児童生徒を通じ全ての保護者へ制度のお知らせと申請書を配布
新潟県	柏崎市	○	○		○		○	○							○						○								○				
新潟県	新発田市	○	○	○			○	○				○	就学時健康診断の案内送付時に新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の書類を配布		○							○							○	○			
新潟県	小千谷市	○			○		○	○				○	4月に保護者向けIT情報発信ツール（Home＆School）により全保護者に就学援助制度の周知文書を配信		○							○					○			○	○			
新潟県	加茂市	○	○		○		○	○							○						○												
新潟県 |十日町市	○	○	○	○	○	○	○							○				○										○	○			
新潟県	見附市	○	○		○		○	○							○					○									○	○			
新潟県	村上市	○	○	○			○	○		○					○					○		○							○	○			
新潟県	燕市	○	○			○		○				○	マチコミメールで就学援助制度を周知		○						○								○	○		○	世帯構成に変更があった場合や、転入された場合に就学援助制度を説明している
新潟県	糸魚川市	○	○	○		○	○	○									○	4月認定者には申込締切を設定しているが、年度途中での申請については所得状況等を確認し、申請の翌月から認定としている。	○										○	○		○	児童扶養手当の新規申請者へ窓口で制度説明を行っている。
新潟県	妙高市	○		○	○		○	○			○		3学期に再度就学援助制度の案内を配布		○						○								○	○			
新潟県	五泉市	○	○		○	○		○							○						○						○		○				
新潟県	上越市	○	○		○		○	○			○		学期ごとに市内小中学校の児童生徒の保護者へ制度の案内をメール配信		○						○						○		○	○			
新潟県	阿賀野市	○				○		○							○							○							○	○			
新潟県	佐渡市	○					○	○			○		小学校就学予定者へ個別に郵送（新入学準備金入学前支給申請書に同封）		○							○							○	○			
新潟県	魚沼市	○	○					○			○		-保護者向けメール配信 -就学時健康診断結果通知と併せて就学援助制度の書類を送付		○						○				○	申請を希望する者が市役所窓口に提出	○			○			
新潟県	南魚沼市	○	○			○	○	○			○		就学時健康診断の案内送付時に、就学援助制度案内を同封して送付。		○						○								○	○	○		
新潟県	胎内市	○		○	○			○							○							○							○	○			
新潟県	聖籠町	○	○					○			○		LINE等SNSでの情報発信				○	申請締切を設定し、期間内の申請は年度当初から援助。申請期間後は随時受付とし、申請月分から援助。		○									○	○			
新潟県	弥彦村	○					○	○							○					○							○						
新潟県	田上町	○	○				○	○			○		入学説明会で就学援助制度について説明。		○				○											○			
新潟県	阿賀町	○	○			○		○							○							○							○	○			
新潟県	出雲崎町	○						○							○					○							○		○				
新潟県	湯沢町	○	○			○		○							○					○									○				
新潟県	津南町	○		○		○		○							○							○							○	○			
新潟県	刈羽村	○		○				○							○					○									○				
新潟県	関川村					○		○							○					○													
新潟県	粟島浦村										○		該当する家庭なし		○				○													○	該当なし

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品などその費用を義務化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 6月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学説明会の際に案内を配布	カ. 幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で説明会及び保護者に対して案内（配布（父兄経路がいる場合など））	ク. 民生委員や スクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア. イ. ウ. エに○をした場合、（入学前支給の）①開始時期 ②申請期日 ③（7）の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定件数が増えると、支給後に転居へした場合の対応など、事務負担が増えるから	エ. （入学前支給と比べると）自治体独自の教育費負担軽減策があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
30	30	27	0	2	0	1	0	0	26	1	0	0	0	0	0	0	1	1	9	16	0	12	7	8	11	3	7	0	0	2	4	4	0	1	1	1	1	0	1
新潟県	新潟市	○							○										○			○			○		○												
新潟県	長岡市	○							○								○						○	○						○									
新潟県	三条市	○							○											○		○			○														
新潟県	柏崎市	○							○											○		○			○														
新潟県	新発田市	○							○										○												○	就学時健康診断の案内送付時に書類を配布							
新潟県	小千谷市	○							○										○			○			○														
新潟県	加茂市	○							○											○					○														
新潟県	十日町市	○							○									○							○														
新潟県	見附市	○							○										○			○	○	○		○													
新潟県	村上市	○							○										○			○	○	○															
新潟県	燕市	○							○											○		○	○				○												
新潟県	糸魚川市	○							○											○		○		○		○													
新潟県	妙高市	○							○											○				○							○	就学時健康診断の案内送付時に就学援助制度の案内を同封。							
新潟県	五泉市	○							○											○					○														
新潟県	上越市	○							○											○					○														
新潟県	阿賀野市	○							○											○				○															
新潟県	佐渡市	○							○											○		○								○									
新潟県	魚沼市	○							○											○		○	○				○				○	就学時健康診断結果通知と併せて就学援助制度の書類を送付							
新潟県	南魚沼市	○							○											○											○	就学時健康診断の案内送付時に、就学援助制度案内を同封して送付。							
新潟県	胎内市	○							○										○					○	○														
新潟県	聖籠町	○							○											○		○	○				○												
新潟県	弥彦村	○							○										○								○												
新潟県	田上町	○								○									○						○														
新潟県	阿賀町	○							○										○								○												
新潟県	出雲崎町			○																																○			就学援助制度とは別に、町の事業として新入学生全員に「入学祝金」として給付していたため。
新潟県	湯沢町	○							○											○					○	○													
新潟県	津南町	○							○											○		○	○				○												
新潟県	刈羽村	○																						○															
新潟県	関川村			○																														○	○	○			
新潟県	粟島浦村					○																																	

都道府県	市町村名	<中学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童自らその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<中学校> (2)（1）のカの内容	<中学校> ア. 令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	<中学校> ア. 4月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月（初旬（入学式前）	<中学校> ア. 年度の開始だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定件数が増える、事務量に圧迫へ。した場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. 入学祝と支給金額の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<中学校> (6)（5）のエ及びオの内容	5. 要対象児童等の認定について（重複可） （1）当てはまるもの1つに○ ア. 従前より要対象児童等の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に認定	エ. 就学援助制度に準じた要対象児童等の認定により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他	（2）（1）のキの内容
30	30	27	0	2	0	1	0	0	28	1	0	0	0	0	0	0	1	1	8	17	0	1	1	1	1	0	1	5	0	18	1	0	3	3	
新潟県	新潟市	○							○											○								○							
新潟県	長岡市	○							○								○													○					
新潟県	三条市	○							○											○														○	要対象児童の定義を定めていないため。
新潟県	柏崎市	○							○											○														○	認定基準の一つとして、「その他生活状態が極めて著く、教育委員会が就学に支障があると認めた者」を定めている。（過去に該当者はいない）
新潟県	新発田市	○							○										○															○	要対象児童等について認定基準を設定していない
新潟県	小千谷市	○							○										○															○	令和2年度のみ実施
新潟県	加茂市	○							○											○										○					
新潟県	十日町市	○							○									○												○					
新潟県	見附市	○							○										○											○					
新潟県	村上市	○							○										○											○					
新潟県	燕市	○							○											○										○					
新潟県	糸魚川市	○							○											○										○					
新潟県	妙高市	○							○											○										○					
新潟県	五泉市	○							○											○														○	相談があった場合、事例に応じて個別に対応
新潟県	上越市	○							○											○								○							
新潟県	阿賀野市	○							○											○										○					
新潟県	佐渡市	○							○											○								○							
新潟県	魚沼市	○							○											○								○							
新潟県	南魚沼市	○							○											○													○		
新潟県	胎内市	○							○										○											○					
新潟県	聖籠町	○							○											○										○					
新潟県	弥彦村	○							○										○											○					
新潟県	田上町	○								○									○									○							
新潟県	阿賀町	○							○										○											○					
新潟県	出雲崎町			○																					○		就学援助制度とは別に、町の事業として新入学生全員に「入学祝金」として給付しているため。				○				
新潟県	湯沢町	○							○											○										○					
新潟県	津南町	○							○											○													○		
新潟県	刈羽村	○							○											○										○					
新潟県	関川村			○																		○	○	○						○					
新潟県	粟島浦村					○																											○		

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																					5. 生活保護基準単純しによる基準単純への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和5年度当初における事業保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村就学援助要保護世帯に掛ける係数(倍率)		4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村長の判断	ウ. 市区町村長の民生委員の意見の反映	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 市区町村の条例による減免	キ. 保護者が職業安定所に登録し求職活動を行っている者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付猶予、給食費が安い、教材費が安い、学用品等費に不自由していると考えて保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 給食の費用による全額負担が多い者	ス. 保護者の職業が不安定、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に金額が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍の場合、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の場合(394万円)、1.5倍(455万円等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費に関する保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。)(例はコメント欄参照)	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税者収入額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および収入額を(5)に記入してください。)	テ. その他	(4) (3)でチと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	(1) 令和5年4月以降、保護世帯の認定ア. 基準となる額(イ.以前の認定基準に更新)	イ. 基準となる額が前の認定基準を維持)	(2) (1)にてイア. 基準となる額が前の認定基準に更新)にOをした場合、ア. 生活保護基準単純しの影響が生じない理由があったため、対応していない。(単純しまの生活保護基準に基づく基準保護の認定基準で認定安となった世は、当の、単純し前の生活保護基準に基づく基準保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準単純しの影響が生じないと認定されたため、対応していない(単純保護世が生じない、影響を受ける所得層の基準保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準単純しの影響が生じると認定されるが、対応していない	エ. その他	(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ、ウ、エ回答した場合、令和5年4月以降、生活		令和4年度
																					倍	倍										年	月	
30	30	23	24	23	21	22	22	6	6	19	20	8	7	8	17	9	8	11	0	7	28	0		7	1	11	8	1	3	6	1	1	6	8	
新潟県	新潟市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3						○						平成26	4	25%未満
新潟県	長岡市	○	○	○	○	○	○										○				1.3						○						平成25	4	15%未満
新潟県	三条市	○	○	○	○	○	○				○				○		○				1.25						○						平成25	4	15%未満
新潟県	柏崎市	○	○	○		○	○			○	○							○			1.3														15%未満
新潟県	新発田市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.42		学校長が特に援助を必要と認める状態にある者で委員会が認めるもの			○				○					15%未満
新潟県	小千谷市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3														15%未満
新潟県	加茂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	1.3		病気、災害等特別な事情により経済的に困窮していると認められる者												15%未満
新潟県	十日町市		○	○			○											○			1.3														20%未満
新潟県	見附市	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.3						○						平成24	12	15%未満
新潟県	村上市																	○			1.3														30%未満
新潟県	燕市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3														20%未満
新潟県	糸魚川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					1.3						○						平成30	10	10%未満
新潟県	妙高市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3						○						平成25	4	20%未満
新潟県	五泉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3														15%未満
新潟県	上越市	○	○	○												○					1.3					○			○						15%未満
新潟県	阿賀野市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5					○		○							15%未満
新潟県	佐渡市	○	○													○					1.3					○				○					25%未満
新潟県	魚沼市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○		○	1.3		疾病者に病気、障害がある場合や疾病者の転院、失業、解雇等により所得状況に著しく減が生じた場合など配慮が必要で、魚沼市教育委員会が就学援助が必要と認めるもの。												15%未満
新潟県	南魚沼市	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		完全扶養手当の全部支給			○				○					10%未満
新潟県	胎内市	○	○	○	○	○	○										○				1.3				令和3年度までは平成28年4月の基準を使用しており、令和4年度からは当該年度の4月の基準を使用している。(平成31年度に要綱を改正、3年間は経過措置で前々期を使とし、令和4年度から変更となったもの)							○		4(7)記載のとおり、3年間の経過措置を設け、その間、毎年の申請案内に変更内容を記載するなど事前の周知を図かっていた。		15%未満
新潟県	聖籠町																○				1.3					○				○					15%未満
新潟県	弥彦村																	○			1														10%未満
新潟県	田上町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			当町は申請があった内容について、定例教育委員会で個別に審査している。所得状況、学校や民生委員からの情報提供等家庭状況を総合的に踏まえて、認定・否認等を判断している。												10%未満
新潟県	阿賀町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○		○				1.3					○				○					15%未満
新潟県	出雲崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3														10%未満
新潟県	湯沢町																○				1.3					○				○					15%未満
新潟県	津南町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					○			○						10%未満
新潟県	刈羽村	○	○	○	○	○	○			○						○					1.3					○			○						10%未満
新潟県	関川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	1.3		経済的理由により特別な教育的配慮が必要であると教育委員会が認めたもの												15%未満
新潟県	粟島浦村																			○			対象者がいないため												0%未満

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	(5) 補足事項
30	30	29	0	0	1	1	1	28	23	0	0	29	0	0	1	1	1	36	28	0	1	10	8	8	1	1	1	0	0	1	5	29	23	23	6	6	4	0	0	0	1	
新潟県	新潟市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	23,445								・修学旅行費と学校給食費は令和5年度の予算単価を記載 ・医療費は金額である旨で対応
新潟県	長岡市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	19,917								○	○	26,303								
新潟県	三条市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	32,192								
新潟県	柏崎市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	31,588								通学費は支給実績なし。
新潟県	新発田市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績な	○	○	28,184								・体育実技用具費の上限額はスキー及びスケート用具の合計額
新潟県	小千谷市	○						○	11,630			○						○	51,080													○	○	30,171								
新潟県	加茂市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	28,073								・「支給平均額」は令和4年度実績額から算出 ・通学費はスクールバス運行のため支給該当なし
新潟県	十日町市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							R4支給実績なし	○	○	34,108								
新潟県	見附市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○	○	28,967								通学費→実績なし 体育実技用具費→スキー授業実施校の1・4年生のみ オンライン学習通信費→R5年度より支給開始
新潟県	村上市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	27,269								
新潟県	燕市	○						○	11,630			○						○	※		2年生54,080円、6年生(新中1)162,000円											○	○	27,926								・学用品費・通学用品費・生徒会費・PTA会費・オンライン学習通信費については、年度途中設定者の場合は月割額を支給
新潟県	糸魚川市	○						○	11,630			○						○	54,080			○								○	実績なし	○	○	28,021								
新潟県	妙高市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0				支給実績なし。	○	○	29,416								給食費は、令和5年度から無償化だが、市外に住所があるかたは支給対象。
新潟県	五泉市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	31,357								交通費、宿泊費、歯学科、その他全員が市一に負担する経費が対象
新潟県	上越市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○			○	22,690	22,633					通学費は、市立の小学校以外の児童が対象
新潟県	阿賀野市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	28,285								(4)の学用教材費等について、R4は市の事業により小中学生を対象にインフルエンザ予防接種を無料で実施していた関係上、インフルエンザ予防接種費用相当分(4,200円)を含まない上記金額を支給。なお同6月頃、
新潟県	佐渡市	○						○	15,500			○						○	54,080													○	○	25,640								・通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、学用品費に含まれる。 ・生徒会費の実績0円は、小学校では徴収していないため。
新潟県	魚沼市	○						○	11,630			○						○	54,080																○	22,690	22,690					
新潟県	南魚沼市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	33,751								
新潟県	胎内市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	30,498								
新潟県	聖籠町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,690					
新潟県	弥彦村	○							11,630			○						○	54,080													○	○	28,619								・校外活動費(宿泊を伴わないもの):実績なし ・オンライン学習通信費:実績なし ・給食費:給食費無償化のため費目の設定なし ・医療費:令和4年度10月より医療費の一部負担を無料化し、たため費目の設定なし。
新潟県	田上町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,690					
新潟県	阿賀町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	29,437								「生徒会費」「医療費」の実績なし。
新潟県	出雲崎町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,690					
新潟県	湯沢町	○			○		11,630	11,630				○			○	54,080	28,530															○			○	22,690	22,690					校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、生徒会費、医療費は実績なし。
新潟県	津南町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	32,293								
新潟県	刈羽村	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	28,500								
新潟県	関川村	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	現物								○	○	28,394								
新潟県	粟島浦村																																									該当なし

都道府県	市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （1）. 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	（5）補足事項	3. その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する各市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
30	30	29	0	0	1	1	1	28	23	0	0	29	0	0	1	1	1	35	28	0	0	11	8	8	2	2	2	0	0	1	4	29	23	23	6	6	6	0	0	0	1	1	1
新潟県	新潟市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	77,571									・修学旅行費と学校給食費は令和5年度の予算単価を記載 ・医療費は令和5年3月で終了
新潟県	長岡市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	18,625								○	○	49,996									体育実技用具費については、3種類の競技ごとに、一定額を支給。（重複支給は不可）スキー：38，030円　柔道：7，650円　剣道：52，900円	児童生徒が不適切な養育環境におかれていたり、保護者の経済等で世帯が経済的に困窮していることが分かった場合は、当該児童生徒とその家族に関わりのある関係機関の担当者が集まる場を通して、当該家族の情報共有や問題への検討をとおして、必要に応じて、就学援助制度への申請を保護者に依頼している。（未申請の場合。）
新潟県	三条市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	55,088										
新潟県	柏崎市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○	○	62,904									体育実技用具費と通学費は支給実績なし。	要保護の対象者については、当市で随時把握しており、申請不要で認定している。また、要保護での認定者に対しては、援助費目のうち修学旅行費及び医療費のみを支給対象としていた。
新潟県	新発田市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							実績なし	○	○	57,854									・体育実技用具費の上限額は柔道、剣道、スキー及びスケート用具の合計額	
新潟県	小千谷市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	55,272									校外活動費（宿泊を伴うもの）の実績なし。	
新潟県	加茂市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	58,428									・支給平均額は令和4年度実績額から算出。 ・通学費はスクールバス運行のため支給除外とし、体育実技用具費、校外活動費（泊）は令和4年度は支給除外なし。	
新潟県	十日町市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							R4支給実績なし	○	○	57,780										
新潟県	見附市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	96,182								○	○	53,084									医療費・実績なし 体育実技用具費・スキー授業実施校の1年生のみ オンライン学習通信費・R5年度より支給開始	
新潟県	村上市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	56,657										
新潟県	糸魚川市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	56,542									学用品費・通学用品費・生徒会費・PTA会費・オンライン学習通信費については、年度途中認定者の場合は月割額を支給	
新潟県	妙高市	○						○	22,730			○						○	63,000			○								○	実績なし	○	○	49,112										
新潟県	五泉市	○						○	22,730			○						○	63,050			○			○	80,850	63,964					○	○	29,915									給食費は、令和5年度から無償化だが、市外に住所があるからは支給対象。	
新潟県	上越市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	52,881										
新潟県	阿賀野市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	48,177								○			○	60,910	45,701					通学費は、市立の小学校以外の児童が対象。 新入学学用品費は、令和5年度入学予定者から入学準備金として63,000円に増額して支給	
新潟県	糸魚川市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	55,117									（4）の学用教材費等について　R4は市の事業により小中学生を対象にインフルエンザ予防接種を無料で実施していた関係上、インフルエンザ予防接種費用相当分（4,100円）を含まない上記金額を支給。なお R5も同様	
新潟県	妙高市	○						○	27,310			○						○	63,000													○	○	67,272									・通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）は、学用品費に含まれる。 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は、令和4年度は実績なし。	
新潟県	魚沼市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	58,053						
新潟県	南魚沼市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	55,608									体育実技用具費の上限額は、スキーの場合、柔道の場合は7,650円	
新潟県	胎内市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	49,061										
新潟県	聖籠町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910						
新潟県	弥彦村	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	46,996									・校外活動費（宿泊を伴わないもの及び伴うもの）：実績なし　・オンライン学習通信費：実績なし。 ・給食費：給食費無償化のため費目の設定なし。　・医療費：令和4年度10月より医療費の一部負担を無料化したため費目の設定なし。	
新潟県	田上町	○						○	22,730			○						○	63,000			○			○	80,850	8				実績なし	○			○	60,910	60,910						
新潟県	阿賀町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	81,511									・校外活動費（宿泊を伴うもの）が「医療費」実績なし。	
新潟県	出雲崎町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	0				実績無し		
新潟県	湯沢町	○			○		22,730	22,730				○			○	63,000	60,000														○			○	60,910	47,213					校外活動費、医療費は実績なし。	要要保護認定は前年の所得状況を基準としており、直近の家計状況を反映できる認定規定が今のところ無く、個別に相談を受けている状況。新型コロナウイルス感染症に伴う急激な雇計悪化等の相談が増えてくると予想され、新たな認定基準を設けるか検討しているが、基準をどう設定するかが課題である。
新潟県	津南町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	48,083										
新潟県	刈羽村	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	65,010										
新潟県	関川村	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	現物								○	○	66,230										
新潟県	粟島浦村																																									該当なし	